

告 示

山形県告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社 松与	訪問介護 八重櫻 酒田市牧曾根字宮ノ越92番地	訪 問 介 護	平成28. 12. 26

山形県告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社 松与	訪問介護 八重櫻 酒田市牧曾根字宮ノ越92番地	介護予防訪問介護	平成28. 12. 26

山形県告示第22号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年1.27%」を「年1.30%」に、「年0.87%」を「年0.65%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年12月19日から適用する。
- 平成28年12月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第23号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年1.27パーセント」を「年1.30パーセント」に、「年1.07パーセント」を「年1.10パーセント」に、「年0.87パーセント」を「年0.65パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年12月19日から適用する。
- 平成28年12月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第24号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、置賜総合支庁長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
米沢市及び東置賜郡川西町
- 2 公共測量を実施した期間
平成28年8月8日から同年12月15日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、路線測量、現地測量（数値地形図作成））

山形県告示第25号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
山 形 市	大字渋江、大字漆山、大字若木、大字常明寺、大字古館、大字村木沢、飯塚町、藤沢川、大字下反田、大字七浦、大字上反田、大字門伝、大字柏倉、大字沼木、松栄一丁目、松栄二丁目及び鉄砲町の各一部	国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成29年3月31日まで
米 沢 市	大字李山の一部	同
鶴 岡 市	東堀越、木野俣及び菅野代の各一部	同
酒 田 市	北俣及び生石の各一部	同
上 山 市	鶴脛町一丁目、湯町、元城内、十日町、新湯、長清水一丁目、長清水二丁目、長清水三丁目及び石堂の各一部	同
長 井 市	成田、森、宮及び今泉の各一部	同
天 童 市	大字寺津の一部	同
尾 花 沢 市	大字中島、大字押切、大字鶴子、大字行沢及び大字上柳渡戸の各一部	同
南 陽 市	宮内の一部	同
大 江 町	大字勝生、大字小清及び大字沢口の各一部	同
川 西 町	大字下小松及び大字中小松の各一部	同
白 鷹 町	大字萩野の一部	同
飯 豊 町	大字萩生の一部	同

山形県告示第26号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営山王原地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営山王原地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
飯豊町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成29年1月13日から同年2月10日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により置賜森林計画区の地域森林計画をたてたので、当該地域森林計画書の写しを農林水産部林業振興課及び置賜総合支庁産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により最上村山森林計画区及び庄内森林計画区の地域森林計画を変更したので、当該変更に係る地域森林計画書の写しを農林水産部林業振興課及び当該地域森林計画区を所管する総合支庁の産業経済部森林整備課において縦覧に供する。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字差首鍋字高坂三ツ石国有林20林班は小班から同	まで	旧	33.2メートル } 14.5	80メートル
同	上	新	86.5メートル } 14.5	同上

山形県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字差首鍋字高坂三ツ石国有林20林班は小班から同	に小班まで	旧	25.1メートル } 5.6	105メートル
同	上	新	37.5メートル } 25.1	同上

山形県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林20林班に小班から同	まで	旧	34.9メートル } 11.5	50メートル
同	上	新	36.5メートル } 11.5	同上

山形県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班い小班から 同	に小班まで	旧	21.9メートル } 8.3	100メートル
同	上	新	51.7メートル } 10.3	同上

山形県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班ほ小班から 同	まで	旧	31.3メートル } 12.7	60メートル
同	上	新	42.1メートル } 12.7	同上

山形県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班ち小班から 同	る小班まで	旧	26.4メートル } 10.4	41メートル
同	上	新	68.9メートル } 13.4	同上

山形県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班た小班から 同	ね小班まで	旧	39.0メートル } 11.6	160メートル
同	上	新	40.2メートル } 11.6	同上

山形県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。
 平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班や小班から 同	まで	旧	40.5メートル } 14.8	80メートル
同	上	新	42.9メートル } 15.2	同上

山形県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。
 平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字差首鍋字高坂三ツ石国有林20林班は小班から
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月13日

山形県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。
 平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字差首鍋字高坂三ツ石国有林20林班は小班から
同 に小班まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月13日

山形県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。
 平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号

- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林20林班に小班から
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月13日

山形県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。
平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班い小班から
同 に小班まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月13日

山形県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。
平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班ほ小班から
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月13日

山形県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。
平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班ち小班から
同 る小班まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月13日

山形県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。
平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班た小班から
同 ね小班まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月13日

山形県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。
平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 344号

- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山国有林21林班や小班から
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月13日

山形県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成29年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 玉川沼沢線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字玉川字桐沢960番1から
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成29年1月13日

山形県告示第46号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき高島町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
(1) 種類 高島都市計画下水道
(2) 名称 高島公共下水道
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第47号

次の開発行為は、完了した。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成28年7月12日 指令村総建第173号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
寒河江市大字白岩字地福田6327番、6328番、6330番1、6330番3、6323番、6324番
寒河江市大字白岩字大江寺414番3、414番8及び417番4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
寒河江市字上河原241番地 社会福祉法人悠々会

山形県告示第48号

次の開発行為は、完了した。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成28年10月20日 指令最総建第19号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
新庄市大字鳥越字駒場1488-109、1488-111
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
新庄市大町3番41号 株式会社ヌマザワ

山形県告示第49号

次の開発行為は、完了した。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成28年10月11日 指令置総建第44号
- 2 開発工域に含まれる地域の名称
第2工区
西置賜郡白鷹町大字鮎貝字幸寿原6051番2、6052番、6053番、字幸寿原二33番10の一部、字幸寿原三53番1の一部、54番8の一部、字幸寿原四61番1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
西置賜郡白鷹町大字鮎貝54番地 丸ト建設株式会社

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成29年1月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成28年12月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人米沢猟友会
 - (2) 代表者の氏名
遠藤 三郎
 - (3) 主たる事務所の所在地
米沢市大字長手字古館山3883番地
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、狩猟者および狩猟に関係する個人ならびに団体に対して、狩猟知識の普及及び狩猟道徳の向上促進活動を行いながら、有害鳥獣捕獲・鳥獣保護・鳥獣の生息数調査等の事業や技術の向上に関する事業等を行い、鳥獣資源の確保ならびに人間社会と動物とともに生きる生活環境の改善を地域社会に広め、広く公益に寄与することを目的とする。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	段	行	誤	正
昭和39. 3. 28	号外（6）	7	下段	7	給油又は排油	給油